

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

ここは、「GH（ジーエイチ）健康促進住宅」です。自立を目指す人を応援する共同住宅です。よくわからないところがあれば、質問して聞いてください。

1. 運営者

ほうじん 法人	しゃかいふくしほうじん ぎふはしま ぎょうかい 社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会
ほんぶじむしょ 本部事務所	はしましきつねあな ばんち 羽島市狐穴719番地1
りぢちよう 理事長	かわい そうじ 川合 宗次
でんわばんごう 電話番号	058-393-0751

2. GH健康促進住宅・オールミックスについて

じゅうしょ 住所	<u>GH健康促進住宅</u> はしまししもなちようしるやしき けんこうそくしんじゅうたく ごうどう 羽島市下中町城屋敷226-1 健康促進住宅 2号棟 <u>オールミックス</u> 羽島市上中町長間 1214 番地 1
かんにしや 管理者	わたなべ ひろたけ 渡邊 博丈
でんわばんごう 電話番号	けんこうそくしんじゅうたく <u>GH健康促進住宅</u> 058-322-2918 <u>オールミックス</u> 058-391-1440
ていいん 定員	にん けんこうそくしんじゅうたく 22人（GH健康促進住宅18人 オールミックス4人）
かいせつにち 開設日	ねん がつ にち 2015年3月1日
なに 何をするとところか	せいかつ しごと で しよくじ たの 生活や仕事、お出かけや食事を楽しみ、 じぶん 自分でできることを増やしながら、 きょうどう せいかつ 共同して生活するとところ (サービス名：共同生活援助)
あなたの部屋	

3. 3. りようりよう 利用料について

<p><small>りようりよう</small> 利用料</p>	<p>GH 健康促進住宅</p> <p><small>やちん</small> 家賃 <small>みなみがわ</small> (南側) 13,000円</p> <p><small>きたがわ</small> (北側) 11,000円</p> <p><small>しょくざいひ</small> 食材費 <small>やく</small> 約24,000円</p> <p>(朝 200円/昼 400円/夕 600円)</p> <p><small>にちようひん</small> 日用品 2,000円</p> <p>(<small>やちんほじょせいど</small> 家賃補助制度 -10,000円)</p> <p><small>すいこうねつひ</small> 水光熱費 <small>しっぴ</small> 実費 <small>つか</small> (使った分を払います) <small>ぶん</small> <small>はら</small></p> <p>オールミックス</p> <p>家賃 20,000円</p> <p>食材費 約24,000円</p> <p>(朝 200円/昼 400円/夕 600円)</p> <p>日用品費 2,000円</p> <p>水光熱費 15,000円</p>
<p><small>せいきゅう</small> 請求</p>	<p><small>よくつき</small> 翌月10日までに請求 <small>せいきゅう</small></p> <p><small>げつまつ</small> 月末までに支払ください <small>しはら</small></p> <p>(例) <small>げつぶん</small> 2月分→<small>がつ</small> 3月10日請求、 <small>がつ</small> 3月31日までに支払う <small>しはらう</small></p>
<p>ホームに支払う お金のこと</p>	<p>① <small>にっちゅうかつどう</small> 日中活動にかかる利用料金 <small>りようりようきん</small> に対しては、<small>かいごきゅうふきん</small> 介護給付金が <small>じぎょうしょ</small> 事業所へ <small>しきゅう</small> 支給されます。</p> <p><small>かいごきゅうふきんひ</small> 介護給付金費は、<small>とうじぎょうしょ</small> 当事業所が <small>しちょうそん</small> 市町村から <small>だいいりじゅりよう</small> 代理受領する分と、<small>ぶん</small> 受給者証の <small>しゅきゅうしゅしょう</small> 記載内容に基づいた <small>ふたんきん</small> あなたの負担金があります。</p> <p>② あなたの <small>さーびす</small> サービス負担額は、<small>しちょうそん</small> 市町村が <small>じょうげん</small> 上限を <small>さだめて</small> 定めています。その <small>さーびす</small> サービスの <small>りようじょうきよう</small> 利用状況により、<small>とうじぎょうしょ</small> 当事業所への <small>つきづき</small> 月々の <small>ふたんがく</small> 負担額が <small>かわる</small> 変わることがあります。 <small>とうじぎょうしょ</small> 当事業所が <small>だいいりじゅりよう</small> 代理受領をおこなった <small>かいごきゅうふひ</small> 介護給付費は、あなたに <small>つうち</small> 通知します。</p> <p>③ <small>しょうかんばらい</small> 償還払い、<small>かいごきゅうふきんがく</small> 介護給付費金額を <small>じぎょうしゃ</small> 事業者が <small>だいいりじゅりよう</small> 代理受領をおこなわない場合は、<small>ばあい</small> 市町村が <small>さだめる</small> 定める <small>かいごきゅうふひきじゅんがく</small> 介護給付費基準額を <small>おしはらい</small> いったんお支払いいただきます。この <small>ばあい</small> 場合は、あなたに「<small>さーびす</small> サービス提供証明書」と「<small>りようしゅうしょ</small> 領収書」<small>こうふ</small> 交付します。</p>

	(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に 申請すると支給されます。)
支払い方法	現金で手渡し、もしくは口座振替

4. スタッフの勤務体制

朝) 午前7:00~午前10:00 夜) 午後3:00~翌朝7:00 にスタッフがいます。
管理者、サービス管理責任者、精神保健福祉士、社会福祉士、そのほかのスタッフ(世話人、生活支援員)、全部で34人います。

5. 大切なものの管理について

お金・通帳	自分で管理するのが心配でしたら、ホームで預かります(貴重品袋に入れて管理します)
書類 保険証など	なくすのが心配であれば、ホームで預かります。
お金の貸し借り	一切禁止
お金の使い方	おこづかい帳を書きましょう

6. 約束

ほかの人の秘密は守ること
できることは自分ですること
なんでも相談すること

7. 食事・掃除

食事は、朝、夜、(外出しない場合は昼)の分を提供します。お金は、食べた回数に応じて請求します。
薬を飲む人は、薬の保管や飲み忘れの防止など、スタッフに相談してください。
あなたの部屋は自分で掃除をしてください。掃除機は共有スペースにあるものを借りてください。

8. 地域生活支援拠点等の機能を担う事業について

地域生活支援拠点等として次の機能を担います。

① 緊急時の受け入れ・対応について

短期入所や共同生活援助の空室等を活用した緊急時の受入体制や医療機関、その他関係機関への連絡調整等必要な対応を行う機能。

② 体験の機会・場

地域移行・定着支援や地域社会での自立に向けて、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供をする機能。

③ 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供・体制の確保や、地域社会資源の連携体制の構築等を担う機能。

9. 権利・苦情

働くことや人とのかかわりを通じて、学び、自立していく権利を持ちます

障がいの種類や程度、国籍、性別、思想、信条によって差別されることなく、ひとりの人間として尊重されます

障がいの程度にかかわらず、自分のことは自らが選択し、決定する自己決定権を持ちます

個人情報に対する取扱いにおいて、プライバシーが保護されます

当協会の事業、会議などの内容に意見を言うことができます

いやなことは拒否する権利があります

次のようなことがあれば、スタッフに話してください。

からだを傷つけられたり、部屋に閉じ込められたり、食事をもらえなかったりした。

スタッフに無視されたり、下着が汚れてもそのままにされたりした

「何度言ったらわかるの?」「そんなことをしたら外出禁止!」と怖い言い方をされた

自分や家族のことを言われて傷ついた

ほかの人と比べられて、差別を受けた

みんなに言えないようなことを職員にされた

10. 利用者の権利及び虐待について

利用者の人権擁護・虐待防止のため、次の措置を講じます。

- ① 職員は虐待防止の研修を行います。
- ② 明文化された虐待防止措置を提示します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、虐待防止の対策の検討や虐待案件の検証、検討結果の全職員への周知徹底を行います。
- ④ 虐待の防止等のための責任者を設置します。

11. 身体拘束の禁止について

サービスの提供に当たっては、利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」)を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

12. ホームの生活のことで、気に入らないことや苦情、虐待があれば、スタッフか、苦情窓口担当、外部の担当者に話をしてください。

(ア) スタッフ

(イ) 苦情窓口担当 渡邊 博丈

(ウ) 外部の担当者

宮田 敏子 (羽島市) 野々村 千恵子 (羽島市) 上田 祐之 (一宮市)

それでも気に入らない場合は、岐阜県の窓口に相談してください。

岐阜県運営適正化委員会

住所：岐阜市下奈良2-2-1058

電話番号：058-278-5136

13. 事故発生時の体制

病状の急変→スタッフが主治医や協力医療機関へ連絡します。

◎協力医療機関 岩佐医院（羽島市正木町坂丸2-130） 058-392-8888

系井川歯科医院（羽島市竹鼻町2546） 058-391-5819

火事・地震→あわてず、スタッフの言うことを聞いてください。

※火事→煙を吸わないように体を低くして、外へ逃げてください。

※地震→ふとんをかぶったり、机の下にもぐったりして揺れが終わるのを待ちます。揺れが終わったら外へ出ます。

●わたしは、この紙に書いてあることを（ ）から説明してもらい、GH健康促進住宅での生活を始めます。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____ 名前 _____ (印)

代理人 住所 _____ 名前 _____ (印)

グループホームでの支援を始めるにあたり、ここに書かれていることを説明しました。

GH健康促進住宅 管理者 渡邊博丈 説明者 _____ (印)